

第 1 章 総 説

1 生きる力の基礎を培う就学前教育の充実

(1) 乳幼児期の教育及び保育の重要性

人の一生において、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

そのため、乳幼児期の教育及び保育では、乳幼児期にふさわしい生活を展開し、子供の遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うことが大切です。

幼児期の教育については、教育基本法(平成18年12月改正)において、その重要性が規定されています。また、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下「教育・保育要領」という。)において、乳幼児期の教育及び保育の重要性が次のように示されています。

【幼稚園教育要領】(平成29年3月告示)

○前文

(前略) これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになるための基礎を培うことが求められる。(後略)

【保育所保育指針】(平成29年3月告示)

○第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。(後略)

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】(平成29年3月告示)

○第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。(後略)

(2) 子供の発達と学びの連続性を踏まえた教育及び保育の充実

現在、東京都には、幼稚園、保育所、認定こども園といった乳幼児のための教育・保育施設(以下「幼稚園や保育所等」という。)があり、都内に住む3歳児から5歳児の約94%(平成28年5月現在)が在籍しています。幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいた教育が行われ、保育所では、保育所保育指針に基づき養護及び教育を一体とした保育が行われています。また、認定こども園では、幼稚園教育要領や保育所保育指針、教育・保育要領に基づいた教育及び保育が行われています。

この幼稚園教育要領、保育所保育指針及び教育・保育要領は、平成29年3月に改訂・改定が同時に告示され、幼稚園や保育所等において行われている乳幼児期の教育及び保育(以下「就学前教育」という。)のねらいや内容等の一層の整合性が確保されました。その中では、就学前教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしていくことの必要性が示されています。

① 就学前教育において育みたい資質・能力と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について

平成29年3月に告示された小学校学習指導要領では、生きる力を育むことを目指すに当たり、学校教育全体並びに各教科等の指導を通して育成すべき資質・能力が示されています。

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び教育・保育要領においても、小学校以降の教育を見通し、子供に生きる力の基礎を育むため、各就学前教育の基本等を踏まえ、次に示された資質・能力を一体的に育むよう努めることが求められています。

【幼稚園教育要領】【保育所保育指針】【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】(平成29年3月告示)

- 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

また、五つの領域（「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」）に示されたねらい及び内容に基づく教育及び保育活動全体を通して資質・能力が育まれている5歳児後半に見られるようになる姿を明確化した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が新たに示されています。

保育者が指導を行う際には、次に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置き、遊びや生活の中で子供が発達していく姿を捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりすることが求められます。

【幼稚園教育要領】(平成29年3月告示)

(1)*¹ 健康な心と体

幼稚園*²生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園*³内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達との様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付く、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることができるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生*4や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付く、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

*1 【保育所保育指針】、【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】においては「ア～コ」

*2 【保育所保育指針】においては「保育所の」、【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】においては「幼保連携型認定こども園における」

*3 【保育所保育指針】においては「保育所の」、【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】においては「幼保連携型認定こども園」

*4 【保育所保育指針】においては「保育士等」、【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】においては「保育教諭等」

② 幼稚園における教育課程の編成や、保育所及び幼保連携型認定こども園における全体的な計画の作成について

幼稚園や保育所等における就学前教育の実施に当たっては、乳幼児の心身の発達と各施設及び地域の実態に即した指導が適切に行えるよう、教育課程の編成や全体的な計画を作成する必要があります。教育課程の編成等については、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び教育・保育要領において、次のように示されています。

【幼稚園教育要領】(平成29年3月告示)

○第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成 3 教育課程の編成上の基本的事項

(1) 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。

【保育所保育指針】(平成29年3月告示)

○第1章 総則 3 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】(平成29年3月告示)

○第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等

(3) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成上の基本的事項
ア 幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるなどの乳幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。

③ 就学前教育と小学校教育との円滑な接続について

幼稚園や保育所等では、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活において体験を重ねられるようにすることで、子供一人一人に応じた総合的な指導を行っています。一方、小学校では、学習指導要領に基づいて時間割を設定し、教科書を用いた教材として各教科の内容を指導しています。

幼稚園や保育所等と小学校とでは、子供の生活や教育方法等が異なっており、生活の変化に対応できない子供の姿も見受けられ、小学校第1学年児童の学校への不適応の要因の一つになっているとも考えられます。

しかし、本来、子供の発達や学びは連続しているものであるため、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図ることは、このような状況を解決する一つの手だてになると考えます。

幼稚園や保育所等では、乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うことが小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながるものであることに配慮する必要があります。一方、小学校では、幼児期における遊びを通じた総合的な学びを各教科等における学習へと円滑に移行できるよう工夫することが求められます。

そのため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園や保育所等の保育者と小学校の教師が子供の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを長期的な視点で捉えることが大切です。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、それぞれが指導方法を工夫し、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるなど、子供の発達と学びの連続性を踏まえた教育及び保育の充実を図っていく必要があります。

【イメージ図】 生きる力の育成を「軸」に据えた
子供の発達と学びの連続性を踏まえた教育及び保育の充実

